

運転に必要な免許・資格を見える化

平成19年の法改正により、中型免許が新設され普通免許で運転できるのは最大積載量3t未満、車両総重量5t未満となりました。

2tダンプの中には車両総重量が5tを超えるものがあり中型免許が必要な場合があります。

以前、車両総重量が5t超の2tダンプを普通免許の社員が誤って運転してしまったことがありました。原因は、最大積載量は車両に表示されているものの、車両総重量は車検証でしか確認できず、社員が車両総重量の制限を意識・理解せず乗れるものと思い込んでいたためでした。

そこで、全ての車両に必要な免許区分と車両総重量を表示したシールを運転席の見やすいところに貼り、確認できるようにしました。

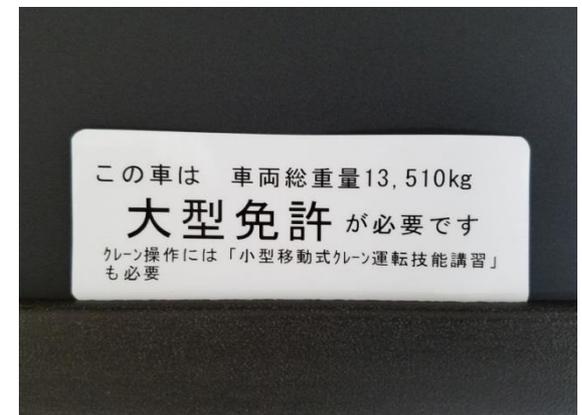
クレーン付きトラックなど、他の資格が必要な車両は、資格名を合わせて表示するようにしました。



車両総重量と
必要な免許区分を表示



運転席に見やすいところに
貼りました



運転免許以外の必要な資格に
についても表示しました